

手稲本町1・3地区について



1 都市計画の内容

札幌圏都市計画第一種市街地再開発事業の決定

- ・ 名称：手稲本町1・3地区
- ・ 位置：札幌市手稲区手稲本町1条3丁目の一部
- ・ 面積：約0.3ha

札幌圏都市計画高度利用地区の変更

- ・ 名称：手稲本町1・3地区
- ・ 位置：札幌市手稲区手稲本町1条3丁目の一部
- ・ 面積：約0.3ha

2 理由

当地区は、JR手稲駅南口駅前広場に近接した位置にありながら、老朽化した木造建築物や青空駐車場が存在するなど土地利用が不健全な状態となっており、手稲区を中心としての拠点形成や市街地環境の改善が求められている。

このため、市街地再開発事業の決定及び高度利用地区の変更により、駅前にふさわしい土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ろうとするものである。

3 経緯

- ・ 当地区を含めた手稲駅周辺地区は、札幌市第4次長期総合計画及び札幌市都市計画マスタープランにおいて「広域交流拠点」に位置付けられ、また、札幌市都市再開発方針においても、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき「2号再開発促進地区」に位置付けられている。
- ・ 手稲駅周辺地区においては、平成元年11月、西区からの分区に伴い手稲区役所が設置されたことを契機に再開発事業等によるまちづくりの機運が高まったことを受け、JR手稲駅北口地区を皮切りに、手稲本町2・4地区、手稲本町1・4地区と事業が実施されてきた。また、これらの再開発事業に加えて、南北駅前広場の拡張整備、自由通路の整備、駅舎の橋上化といった交通拠点機能の整備も実施されるなど、一体的な市街地整備が図られている。
- ・ こうした背景の中、JR手稲駅南口前街区に位置する当地区においても、駅前にふさわしい土地の高度利用及び地域の活性化を目指し、平成3年以降、地権者による再開発事業の実施に向けた検討が進められてきた。平成23年12月、市街地再開発事業施行のための準備組織を立ち上げ、施行認可申請に向けた事業計画案の作成等を進めている。

4 事業概要

- ・ 施設建築物の概要 複合棟1棟（1～3階：商業・医療施設、4～14階：共同住宅）
- ・ 敷地面積 約1,800 m²
- ・ 建築面積 約1,000 m²
- ・ 延べ床面積 約8,500 m²

5 今後のスケジュール（予定）

- ・ 平成24年9月 都市計画決定告示
- ・ 平成24年11月 事業施行認可
- ・ 平成25年度 権利変換計画認可
工事着手
- ・ 平成26年度 工事完了
- ・ 平成27年度 事業終了認可